

科目名		単位数	担当教員	区分
平成26年度以降	国際私法	2	入稲福 智	
平成25年度以前	国際私法	4		
教職	教員の免許状取得のための選択科目			教職
	教科に関する科目(中学校(社会)):法律学、政治学			
	教科に関する科目(高等学校(公民)):法律学(国際法を含む)、政治学(国際政治を含む)			
授業の到達目標及びテーマ 民法の授業では、未成年者の行為能力や婚姻・離婚などについて学びますが、そこでは未成年者や夫婦が共に日本人であることが前提とされています。国際化の進展に伴い、外国人(未成年者)に物を販売したり、外国人と結婚・離婚するケースが増えていますが、そのようなケースでも、日本の民法に照らし、判断してよいのでしょうか。それとも、事件の国際性にかんがみ、外国の法を適用すべきでしょうか。「法の適用に関する通則法」という名称の法律は、この問題について定めていますが、この法律の適用・解釈に関する問題を理解することが授業の目標です。それと同時に、民法の体系に関する理解度を深めることを目標とします。				言語
授業の概要 「国際私法」とは、国際事件(涉外事件)は、どの国・地域の法に従って解決されるか、また、それにまつわる諸問題について定めた法を指しますが、我が国は「法の適用に関する通則法」という名称の「国際私法」を制定しています。授業では、この法律に照らしながら、涉外事件を規律する法の決定や、それにまつわる問題について説明します。また、この法律と密接な関係にある民法を、その体系に留意しながら概説します。				共通
授業計画 第1回: 国際私法の必要性、国際民事訴訟法の基礎 第2回: 単位法律関係とその性質決定 第3回: 連結点、重国籍者と無国籍者の本国法 第4回: 不統一法の法令が準拠法に指定される場合の問題、未承認国に属する者の本国法 第5回: 先決問題、適応問題 第6回: 外国実体法と内国手続法の不調和、準拠法としての外国法の適用 第7回: 公序 第8回: 反致① 第9回: 反致② 第10回: 権利能力と行為能力の準拠法 第11回: 成年後見と失踪宣告の国際裁判管轄と準拠法 第12回: 法律行為(債権)の準拠法 第13回: 物権の準拠法 第14回: 婚姻と親子関係の準拠法 第15回: 相続の準拠法 定期試験 【履修上の注意】 民法の科目(特に、民法入門、民法総則、物権、債権各論)を履修していることが望ましい。				専門基礎
テキスト 担当者が作成した「国際私法講義ノート」を使用します。				法律一般
参考書・参考資料等 担当者のホームページ(www.eu-info.jp)を参照してください。				政治行政
学生に対する評価 小テスト、中間試験(11月中旬)および学期末試験の成績を総合して評価します。				経営法務
				スポーツ福祉
				演習
				25年度以前
				法律一般コース